

防府市緊急就労応援事業補助金交付要綱

令和7年3月24日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、慢性的な人手不足に加え、2024年問題、2025年問題等により人手不足の深刻化が懸念される介護・保育・看護・運送の分野における人材確保を促進するため、新たに就労した者に対し補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号全てに該当し、別表1及び別表2に掲げる事業所要件及び個人要件を満たす者とする。

- (1) 防府市内の事業所等に令和7年4月1日以降に新たに雇用され、申請日時点で就労している者
- (2) 直接雇用されている者
- (3) 無期又は2年以上の雇用契約の者
- (4) 所定労働時間が就業規則に規定する労働時間であり、市内事業所等に週20時間以上勤務する者（就業規則等において所定労働時間が明確でない場合は、他の通常の労働者と所定労働時間が同等であること）
- (5) 雇用される事業所等において、2年以上継続して就労する意思を有する者

2 前項に規定する補助対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。

- (1) 当該補助金の対象業種の市内事業所等を就労開始日前1年以内に退職した者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 防府市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付対象として不

適当と判断した者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象者一人に対して10万円とする。

2 前項に定める補助金の交付回数は、1人につき1回を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、補助対象者が就労する事業所等の事業者が行うものとする。申請は、防府市緊急就労応援事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添え市長に提出しなければならない。

(交付・不交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、防府市緊急就労応援事業補助金交付決定通知書（第2-1号様式）により、不適当であると認めるときは防府市緊急就労応援事業補助金不交付決定通知書（第2-2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要であれば実地検査を行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する交付決定通知について必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象者は、速やかに防府市緊急就労応援事業補助金請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、これを審査し、請求書を受け取った後30日以内に当該補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、交付決定後に補助対象者が次の各号の一に該当したときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する要件を欠くこととなったとき

(2) 第5条第3項に規定する条件に違反したとき

(3) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により取り消しを受けた補助対象者に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(報告及び調査)

第8条 市長は必要があると認めるときは、補助対象者に対し、報告を求め、又は実地に調査し、必要な指示を行うことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

事業所要件	
次のいずれかに該当する事業所等に勤務する者であること	
介護	・ 介護事業所 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護予防支援事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所。 ・ 障害福祉事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に規定するサービスを行う事業所及び相談支援事業を行う事業所。 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に規定する障害児通所支援を行う事業所及び相談支援事業を行う事業所。
保育	・ 私立保育所 ・ 私立認定こども園 ・ 私立幼稚園 ・ 私立地域型保育事業所 ・ 認可外保育施設
看護	・ 病院 ・ 診療所 ・ 訪問看護ステーション
運送	・ 一般貨物自動車運送事業の許可を受けた事業所又は営業所 ・ 一般貨物自動車運送事業（特別積合わせ）の許可を受けた事業所又は営業所 ・ 特定貨物自動車運送事業の許可を受けた事業所又は営業所 ・ 軽貨物自動車運送事業の許可を受けた事業所又は営業所

別表 2（第 2 条関係）

個人要件	
次に掲げる要件に該当する者であること	
介護	別表 1 に掲げる事業所等へ「介護職等」（※）として採用された者で、下記いずれかの資格を取得済又は 1 年以内に取得予定の者 ◆ 介護事業所に雇用される者 ・ 介護支援専門員 ・ 介護福祉士実務者研修（旧訪問介護員養成研修 1 級課程（旧ホームヘルパー 1 級）） ・ 介護職員初任者研修（旧訪問介護員養成研修 2 級課程

	(旧ホームヘルパー 2 級)) ・介護福祉士 ◆障害福祉事業所に雇用される者 ・介護福祉士実務者研修 (旧訪問介護員養成研修 1 級課程 (旧ホームヘルパー 1 級)) ・介護職員初任者研修 (旧訪問介護員養成研修 2 級課程 (旧ホームヘルパー 2 級)) ・介護福祉士 ・居宅介護職員初任者研修 ・障害者居宅介護従事者基礎研修 ・重度訪問介護従業者養成研修 (基礎課程、または統合課程、もしくは行動障害支援課程のうちいずれかを受講すること) ・同行援護従業者養成研修 (一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること) ・行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修及び実践研修) ・相談支援従事者初任者研修 (※) 介護職等：事業所等又は居宅において相談及び身体介護、生活介護、看護等、日常的に利用者の身体面、生活面等において介護に携わる業務に従事する者
保育	別表 1 に掲げる事業所等へ「保育士」「保育教諭」「幼稚園教諭」として採用された者で、下記のいずれかの資格等を取得済又は取得予定 (登録申請済) の者 ・保育士資格 ・幼稚園教諭免許
看護	別表 1 に掲げる事業所等へ「看護師」「准看護師」として採用された者で、下記のいずれかの免許を取得済の者 ・看護師免許 ・准看護師免許
運送	別表 1 に掲げる事業所等に「運転士」として採用された者で、事業に用いる車両の運転に必要な免許を取得済又は 1 年以内に取得予定の者

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

名 称

代表者役職・氏名

（担当名： 連絡先： ）

※代表者名を自書されない場合は代表者印（丸印）を押印してください。

防府市緊急就労応援事業補助金交付申請書

防府市緊急就労応援事業補助金の交付を受けたいので、防府市緊急就労応援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 円 （別添対象者名簿参照）

2 添付書類

- (1) 防府市緊急就労応援事業補助金 申請内容確認書（別紙 1）
- (2) 誓約書（別紙 2）
- (3) 貨物自動車運送事業の許可を確認出来る書類の写し（運送業の場合）
- (4) 雇用契約書等の写し
- (5) 経歴書（別紙 3）
※採用面接等の際に事業者等へ提出した履歴書等の写しでも可
- (6) 個人の資格等が確認できる書類の写し
- (7) 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）
※申請の前日 3 ヶ月以内の日付で発行されたもの
- (8) 補助対象者が外国人の場合、在留カード・旅券等、就労できる在留資格を証するものの写し

※添付書類は補助対象者ごとに作成が必要です。（3 を除く。）

※納税証明書について、納税後 2 週間以内に申請する場合、防府市では納付したことを確認できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書等（領収日付印のあるもの）又は口座引き落とし済の通帳コピーをお持ちください。

別添 補助対象者名簿

															事業所名	
	対象者個人				勤務先		添付確認欄（添付したものは○を記載してください）									
	漢字氏名	氏名フリガナ	生年月日 （西暦）	住所	事業所等 の名称	住所	交付申請書	申請内容 確認書	誓約書	事業許可証 の写し （運送の場合）	雇用契約書等 の写し	経歴書	個人の資格等 の写し	納税証明書 （写し可）	在留カード等 の写し（外国人 の場合）	
例	防府 太郎	ホウフ タロウ	S60. 1. 1	防府市寿町7-1	〇〇通運㈱	防府市〇〇〇〇	○	○	○	○	○	○	○	○		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

※交付申請書及び事業許可証の写しは複数人の申請時も1事業所1通で可とします。
※住民登録が防府市外の場合、納税証明書（滞納のないことの証明書）は添付不要です。

(別紙 1)

防府市緊急就労応援事業補助金 申請内容確認書

年 月 日

勤務する 事業所の種別 ☑してください	☐ 法人 ☐ 個人事業者	主たる業種 ○してください	介護・運送・保育・看護
事業所名			
事業所の 所在地及び連絡先	(〒 -) 防府市 電話:() -		
補助対象者氏名			
補助対象者の 住所及び連絡先	(〒 -) 電話:() -		
補助対象者の 生年月日	S・H 年 月 日		
雇用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (終期がある場合のみ)		
補助対象者の 職種			
補助対象者が 保有する資格等 ※個人要件に記載する 資格等から記載	(☐ 取得済 ☐ 1年以内に取得予定) ※どちらかに☑してください		

(別紙 2)

誓約書

年 月 日

必ず内容を確認し<u>署名</u>または<u>記名・押印</u>をお願いします。	補助対象者氏名 印
以下の内容を了承します。 ① 私は、引き続き2年以上勤務する意思を有します。 ② 私は、当該補助金の対象業種となる市内事業所等に過去1年以内に就業していません。 ③ 私は、就業状況や、免許取得状況に係る調査に協力します。 ④ 私は、申請内容に偽りがあるとき、本補助金の交付決定通知に付された条件に違反したとき、又は交付後に要件に該当しなくなったときは、交付を受けた補助金を返還します。 ⑤ 私は、反社会勢力に該当せず、今後も、反社会的勢力との関係を持つ意思はありません。	

(別紙 3)

経歴書

フリガナ		
氏 名		
住 所		
生 年 月 日	年	月 日
主な職歴（直近から）		
期 間	事 業 所 名	職 名
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		
年 月 ～ 年 月		

※採用面接等の際に事業者等へ提出した履歴書等の写しでも可

第2-1号様式（第5条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市緊急就労応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり決定しましたので、防府市緊急就労応援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付対象者

[illegible]

第 2－2 号様式（第 5 条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

防 府 市 長 名

防府市緊急就労応援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金について、不交付となりましたので、防府市緊急就労応援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 不交付となった者

2 理 由

第3号様式（第6条関係）

防府市緊急就労応援事業補助金請求書

金 額	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1	0	0	0	0	0

内 訳 防府市緊急就労応援事業補助金

年 月 日付 指令 第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、防府市緊急就労応援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、上記のとおり補助金を請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所

氏 名

印

(補助金は、次の口座に振り込んで下さい。)

振込先	銀行・信用金庫・労働金庫 農協・漁協・信用組合									
金融機関	支所・支店・出張所									
口座番号 種別								1：普通 2：当座		
フリガナ										
口座名義										